

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年10月6日
事業者の氏名又は名称	有限会社三豊中央観光バス(法人番号3470002016242)(代表者 高嶋真也)
事業者の所在地	香川県観音寺市池之尻町1013番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県観音寺市池之尻町1013番地1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和5年9月19日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年10月17日
事業者の氏名又は名称	有限会社綾南交通(法人番号8470002010950)(代表者 村瀬秀則)
事業者の所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮548番地6
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県綾歌郡綾川町羽床下2312番地1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第94条第1項
違反行為の概要	<p>令和5年9月5日、監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)</p> <p>(2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(4)輸送実績報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第94条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。